

「生徒指導提要」は、小学校から高等学校までの子どもに対する生徒指導の理論や考え方、実際にはどのように指導するかという方法など「生徒指導に関する基本書」という位置づけで平成22年に作成されました。一方で、作成から一定期間が経過していることから、社会や学校地域の状況が変化して今の時代にそぐわない校則も含まれています。

令和4年6月に「こども基本法」が成立し、本年4月に施行されました。この法律は、すべての子どもが将来にわたり幸福に生活できる社会の実現をめざして制定されました。そのため、生徒指導の基本的な考え方や取組みの方向性などを再整理した上で、昨年12月に、今日の課題に対応するための改訂『生徒指導提要』が発表されました。また、こども基本法の成立により、子どもの権利を擁護するとともに、意見を表明する機会の確保が法律上位置づけられました。

生活のきまりの見直しにおいては、こども基本法の考えに則り、子どもたちの意見を取り入れながら行います。また、改訂版生徒指導提要の理念を念頭にアップデートすることにより、運用については HP で公開し、生徒が主体的に生活のきまりを遵守することを促すほか、生徒の保護者や学校内外の人との共通理解を図ることも求められていきます。

石神井西中学校では昨年度より、委員会と一緒に生活のきまり検討委員会を発足させました。今までも、生徒の意見を反映させる場面はたくさんありました。しかし、今は生徒自身が考えて生徒が主体となり行動することができるようになっていきます。そして、最終的に決定する校長先生へのお願いを生徒会役員等と共に行う機会を設けています。「生徒会」が意見を考えます。自分たちの生活を自分たちの責任でつくり上げていけるようにしていく風土を大切にしていきたいと考えています。